平成２４年（フ）第１３４３号
千葉県市川市欠真間１丁目12番14号　青野荘Ａ―201号
破産者　船附ジュディットこと　フナツキ　ジュディット　デラ　クルッス
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０号
長野県須坂市大字小山547番地
破産者　有限会社霜田商事
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２５号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁３番７号、開始決定時の住所堺市北区東三国ヶ丘町５丁３番９号
破産者　松岡　浩二
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
北海道北広島市共栄14番地１
破産者　ノーステクニカルサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市二番堰11番地１
破産者　株式会社祥ケン
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１０３３号
千葉市緑区誉田町３丁目１番地２
破産者　株式会社ＫＥＮビルド
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５１号
千葉県船橋市若松２丁目４番９棟304号
破産者　青木　昌彦
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５２号
千葉県船橋市若松２丁目４番９棟304号
破産者　青木　尚子
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
福井県鯖江市鳥羽町第110号１番地
破産者　野尻眼鏡工業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６７号
名古屋市中区栄５丁目11番21号
破産者　タカミ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６８号
名古屋市天白区八事天道912番地
破産者　高木福子こと　鄭　　福順
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２９号
名古屋市西区中小田井３丁目97番地２　アクティブスズギンⅡＡ号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区中小田井５丁目138番地
破産者　株式会社ファムス
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４９号
名古屋市南区白雲町146番地
破産者　株式会社中部カラー
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８３号
東京都町田市鶴間527番地４
破産者　川上　早亮
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６１１号
神奈川県小田原市久野3069番地
破産者　石綿建設株式会社
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５５号
神奈川県厚木市酒井559番地１
破産者　株式会社デイ・トリップ
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５４号
岐阜市八坂町35番地　ファミーユ左合301号室、開始決定時の住所岐阜市東鶉１丁目27番地11
破産者　近藤　利香
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５３号
岐阜市中道北234番地27、住民票上の住所岐阜県大垣市外渕２丁目121番地２　ベネ・ファキスⅠ―101号室
破産者　佐藤　淳一
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３６６号
岐阜市宇佐南１―１―７　株式会社ギナンファッション内、住民票上の住所岐阜市加納村松町１丁目１番地98
破産者　ファッションＫこと　片桐　雄司
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号
岐阜県土岐市妻木町122番地
破産者　迫　　正雄
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２１号
岐阜県土岐市土岐津町高山259番地の３、従前の住所愛知県一宮市小信中島字東鵜平11番地
破産者　すみかま漆器店こと　炭竈　昌良
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部